

## 児童扶養手当所得制限について

受給者の所得に児童の父又は母から受け取った養育費の8割を加算した額を、扶養親族数ごとに定められた限度額と比較して支給額が決定されます。受給者や扶養義務者(同居している直系血族の方及び兄弟姉妹)の所得が限度額を超過した場合は、支給停止となります。

### 【所得制限限度額表】

扶養親族数	受給者本人				孤児等の養育者及び扶養義務者	
	全部支給		一部支給停止		所得額	収入額目安
	所得額	収入額目安	所得額	収入額目安		
0人	490,000	1,220,000	1,920,000	3,114,000	2,360,000	3,725,000
1人	870,000	1,600,000	2,300,000	3,650,000	2,740,000	4,200,000
2人	1,250,000	2,157,000	2,680,000	4,125,000	3,120,000	4,675,000
3人	1,630,000	2,700,000	3,060,000	4,600,000	3,500,000	5,150,000

※4人以上の場合は、1人につき380,000円ずつ加算

※上記収入額目安は社会保険料控除8万円と給与・公的年金の所得控除10万円を控除した目安となっています。

### 【上記の限度額表に加算できるもの】

本人	老人扶養親族、老人控除対象配偶者	100,000円加算(1人につき)
	特定扶養親族数(16歳から19歳の扶養親族)	150,000円加算(1人につき)
扶養義務者・孤児等の養育者	老人扶養親族	60,000円加算(1人につき)

### 【所得から控除ができるもの】

諸控除	控除額
社会保険料相当額	80,000円
給与・公的年金の所得の合計額から控除	100,000円
障害者控除、勤労学生控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
※ひとり親控除(母または父を除く)	350,000円
※寡婦控除(母を除く。父は対象外)	270,000円
配偶者特別控除	当該控除額
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除	当該控除額

※支給申請者(養育者を除く)は対象外です。